

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和5年12月1日	有限会社ダイヤモンド(法人番号 2140002015006) 代表者青田英子	兵庫県神戸市須磨区妙法 寺宇上野路1068	本社	兵庫県神戸市須磨区妙法寺宇上野路 1068	警告	道路運送法第27条第3項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(その他の道路交通法の違反行為)が、過去1年以内に3件に達した。「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号。)による運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	9	0
令和5年12月1日	キクヤ交通株式会社(法人番号 2140001016566) 代表者大久保泰介	兵庫県神戸市長田区梅ヶ 香町1丁目17-14	本社	兵庫県神戸市長田区梅ヶ香町1丁目17 番14号	警告	道路運送法第27条第3項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(その他の道路交通法の違反行為)が、過去1年以内に3件に達した。「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号。)による運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
令和5年12月4日	はとタクシー株式会社(法人番号 4140001060744) 代表者藤田弘一	兵庫県姫路市南駅前町98 番地	本社	兵庫県姫路市南駅前町98番地	輸送施設の使用停止(15日 車)	道路運送法第27条第3項	令和5年7月19日、公安委員会からの通報を端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反【記載事項の不備】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2)業務の記録義務違反【記録事項の不備】(運輸規則第25条第3項、第4項)、(3)乗務員等台帳の作成、備付け義務違反【記載事項等の不備】(運輸規則第37条第1項)、(4)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号。)による運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(5)点検整備関係義務違反【定期点検整備等の未実施(道路運送車両法第48条)】(運輸規則第45条)	2	2
令和5年12月5日	浪花観光株式会社(法人番号 9122001021913) 代表者萩野公一	大阪府大阪市平野区長吉 出戸3丁目1-49	本社営業所	大阪府大阪市平野区長吉出戸3丁目1番 49号	警告	道路運送法第27条第3項	令和5年10月31日、新規許可を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)	0	0
令和5年12月6日	株式会社花菱タクシー(法人番号 1120101021007) 代表者菱井亨	大阪府堺市北区南花田町 144-4	本社	大阪府堺市北区南花田町144-4	警告	道路運送法第27条第3項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(放置駐車違反)が、過去1年以内に3件に達した。「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号。)による運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
令和5年12月13日	株式会社 扇弘興産(法人番号 9140001067529)代表者青田滋樹	兵庫県神戸市長田区大谷 町3丁目23番地33号	本社	兵庫県神戸市長田区大谷町3丁目23番 地33号	警告	道路運送法第27条第3項	令和5年10月13日、事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号。 以下「運転者に対する指導監督告示」という。)による運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第38条第1項)、(2)運転者に対する指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	0	0
令和5年12月13日	梅田交通第三株式会社(法人番号 7120001138928)代表者古知愛一郎	大阪府大阪市平野区長吉 六反一丁目3番2号	本社	大阪府大阪市平野区長吉六反一丁目3番 2号	輸送施設の使用停止(10日 車)	道路運送法第27条第3項	令和5年7月26日及び同年8月3日、労働局からの通報を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。運行管理者の講習受講義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第48条の4第1項)	1	1